

■上田市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項に関する質問と回答

※項番は、『令和7年度4月1日開設上田市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項』に記載の項番を表示しております。

※受け付けた質問の掲載に当たって、一部文章を修正しています。

※類似の質問については、質問をまとめて掲載しています。

No.	募集要項のページ	項番	質問	回答
1	2	5(2)ア	<p>用地におきましては、抵当権のついているものが大多数と考えております。そこで、「施設存続の支障となり得るような権利設定」とは、具体的にどのような権利設定でしょうか。</p> <p>また、「その権利の抹消が確実」という部分は何のような意味でしょうか。具体的に教えていただけますでしょうか。</p>	<p>賃貸物件の用地への抵当権の設定自体には問題はありませんが、事業の継続性を審査するに当たり、所有者の変更等により、事業の継続が困難となることがないように、契約予定の相手方に対して長期の契約が担保されていることを十分確認いただくとともに、懸念される条件等がある場合は、応募書類で明らかにしていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、契約予定の物件に係る抵当権等の抹消が確実な場合は、事業の継続性の評価につながりますので、その旨を応募書類で明らかにしていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、万が一、事業の継続が困難となり、一定期間内に施設を廃止せざるを得ない状況が生じた場合は、施設整備費として交付した補助金等を返還していただく必要がありますので御注意ください。</p>
2	4	6(4)イ	<p>「1歳児3人につき1人以上」とありますが、こども家庭庁の配置基準は「1歳児6人につき1人以上」となっております。上田市独自の配置基準でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>上田市では、小規模保育事業所A型の保育士の配置基準について、上田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項第1号により、乳児及び満1歳以上満2歳に満たない幼児の場合、おおむね3人に1人と定めています。</p>
3	7	7(3)	<p>「1歳児3人につき1人以上」の職員を配置する場合、こども家庭庁の配置基準よりも人件費が増加しますが、この部分に関して補助金は出ますでしょうか。具体的に金額を教えてくださいたく存じます。</p>	<p>国基準を上回る1歳児に対する保育士の加配分については、国基準による地域型保育給付費を支給するとともに、「上田市民間保育所等運営費等補助金交付要綱」中の「1歳児保育士加配支援事業」により、補助を行います。</p> <p>「1歳児保育士加配支援事業」の補助額については、1歳児4人につき1人以上の加配保育士と1歳児3人につき1人以上の加配保育士に対する補助額で算出方法が異なり、それぞれの基準で算出した補助額のうち、いずれか大きい額を補助額としています。</p> <p>1歳児4人につき1人以上の加配保育士に対する補助額については、長野県の「保育士加配支援事業交付要綱」の基準額により算出し、1歳児3人につき1人以上の加配保育士に対する補助額については、上田市の独自基準により算出します。</p> <p>補助額の詳しい算出方法については、別添の「【保育士加配支援事業】交付要綱本文」・「【保育士加配支援事業】交付要綱(別表)」・「【保育士加配支援事業】実施要綱」及び「上田市独自基準による1歳児保育士加配支援事業の算出方法」をご覧ください。</p>
4	6	7(1)	<p>賃貸物件ではなく、土地を探し、一から保育所をつくる場合、補助金の対象になりますでしょうか。</p>	<p>今般の募集では、補助金の財源として、国の保育対策総合支援事業補助金を活用するため、建物の新設は対象外となります。</p>